

報道関係者 各位

令和7年9月29日

【照会先】宮崎労働局

労働基準部賃金室

室長 平元 克典

(電話番号) 0985(38)8836

最低賃金が11月16日から 時間額1,023円(71円の引上げ)に改正されます

宮崎県最低賃金の改正については、令和7年7月4日、宮崎労働局長（局長 吉越正幸）から宮崎地方最低賃金審議会（会長 橋口 剛和）に対し諮問を行い、同審議会は、8月25日、現行の時間額952円を71円引き上げて（引上率7.46%）、1,023円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて宮崎労働局長は、異議申出などの諸手続を経て、宮崎県最低賃金を時間額1,023円に改正することを決定し、本日（9月29日）、官報に公示されました。これにより11月16日から宮崎県最低賃金は1,023円となり、宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

宮崎労働局では、引き続き最低賃金制度を周知するとともに、各種助成金などにより中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進していきます。

宮崎県最低賃金の推移は次のとおりです。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金 時間額(円)	790	793	821	853	897	952	1,023
引上額(円)	28	3	28	32	44	55	71
引上率(%)	3.67	0.38	3.53	3.90	5.16	6.13	7.46

宮崎県最低賃金額及び引上率

(%)

